

岸保広第 120 号
泉大広域第 50 号
貝事指第 70 号
和泉広事第 60 号
高石保広第 35 号
忠広指第 26 号
平成 28 年 8 月 19 日

指定障がい者支援施設
指定障がい福祉サービス事業所] 代表者 様

岸和田市・泉大津市・貝塚市・和泉市・高石市・忠岡町
広域事業者指導課長

警察との協力・連携体制の構築について

先般、発生しました神奈川県相模原市の障がい者支援施設における殺傷事件を受けて平成 28 年 7 月 27 日付けの本市町通知文書で、各施設等において、改めて安全管理の強化・徹底を図っていただくようお願いしたところです。

また、厚生労働省より平成 28 年 7 月 26 日付けで施設入所者等の安全確保に関する通知文書（別紙参考資料）が発出されているところであります、その中で「日頃からの警察等関係機関との協力・連携体制の構築、有事の際の迅速な通報体制の構築」に留意することとされています。

そのため、今般、大阪府においては大阪府警察本部と協議・調整を図り、府警本部から各警察署長等に対して、別紙のとおり平成 28 年 8 月 8 日付けで「社会福祉施設等における入所者等の安全の確保について」を通知していただきましたのでお知らせします。

つきましては、各施設等におかれましては、地域の警察署等と十分に連携していただき、一層の防犯・安全管理体制の強化に努めていただきますようお願いします。

なお、今後、厚生労働省において、施設等の防犯対策に関するガイドラインが作成される予定ですが、それまでの間の参考資料として、下記の指針をご紹介します。

「児童福祉施設における児童等の安全の確保に関する指針」

<https://www.police.pref.osaka.jp/05bouhan/anzen/shiryo/pdf/sis-kenpuku.pdf>

※この指針は、あくまで児童福祉施設が対象ですので、各施設等の状況に応じて活用願います。

岸和田市・泉大津市・貝塚市・和泉市・高石市・
忠岡町
広域事業者指導課 障害事業者担当
電話 072-493-6133
FAX 072-493-6134

平成28年12月31日廃棄

府対第1229号

平成28年8月8日

各方面本部長 殿
各警察署長

府民安全対策課長

社会福祉施設等における入所者等の安全の確保について（通知）

本年7月26日未明、神奈川県相模原市の障がい者支援施設において、多数の入所者が殺傷される事件が発生したことを受け、厚生労働省から各都道府県の民生主管部局長宛に、別添1「社会福祉施設等における入所者等の安全の確保について」のとおり、警察等関係機関との協力・連携体制の構築及び有事の際における迅速な通報体制の構築等について留意するよう通知されています。

各警察署におかれましては、今後、管内の社会福祉施設等から防犯教室をはじめとする入所者等の安全確保に向けた協力依頼があった場合には、必要な協力をしていただくとともに、施設管理者等に対して、不審者発見時における早期の通報、夜間等における確実な施錠及び自主警備体制の確立、防犯カメラや防犯センサー等の設置による防犯環境の整備等の防犯指導を実施していただきますようお願いします。

なお、障がい者支援施設を含む社会福祉支援施設等の所在地等については、各自治体（一部の自治体では広域単位）において把握されていますが、当課において入手した「大阪府福祉部長からの通知文書」、「大阪府内の社会福祉施設」を別添2、3として添付していますので、執務の参考としてください。

以 上

[この係 防犯総括第一係 34421]

雇児総発 0726 第 1 号
社援基発 0726 第 1 号
障障発 0726 第 1 号
老高発 0726 第 1 号
平成 28 年 7 月 26 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部局長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長
(公印省略)
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長
(公印省略)
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
(公印省略)
厚生労働省老健局高齢者支援課長
(公印省略)

社会福祉施設等における入所者等の安全の確保について

本日未明、神奈川県相模原市の障害者支援施設において、多数の入所者が殺傷されるという痛ましい事件が発生いたしました。

現時点において詳細は不明ですが、管内市町村及び社会福祉施設等に対し、下記の事項に留意の上、あらためて社会福祉施設等の入所者等の安全の確保に努めるよう、注意喚起をお願いいたします。

記

1. 日中及び夜間における施設の管理・防犯体制、職員間の連絡体制を含めた緊急時の対応体制を適切に構築するとともに、夜間等における施錠などの防犯措置を徹底すること。
2. 日頃から警察等関係機関との協力・連携体制の構築に努め、有事の際には迅速な通報体制を構築すること。
3. 地域に開かれた施設運営を行うことは、地域住民との連携協力の下、不審者の発見等防犯体制の強化にもつながることから、入所者等の家族やボランティア、地域住民などの連携体制の強化に努めること。